

周 知 文 書 等 の ご 案 内

令和 7 年 5 月 29 日

○ 令和 7 年度定期予防接種の施行計画等について（通知）

標記の件につきまして、鹿児島県保健福祉部感染症対策課長より鹿児島県医師会を通じて周知依頼がありました。

本件は、予防接種法第 5 条に基づき実施する定期の予防接種について、「施行計画」及び「実施上の注意事項」を定めた旨、周知を依頼するものです。

つきましては、内容を良くご確認頂きますようお願い申し上げます。

記

変更の概要

- 1 麻疹及び風しんの定期予防接種に係る対応に関する項目の追加
- 2 ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種に関する項目を追加
- 3 帯状疱疹ワクチンに関する項目を追加

なお、この文書及び施行計画は、医師会ホームページ（<http://www.izumigun-med.or.jp/>）の会員専用ページにも掲載しております。

会員専用ページの ID とパスワードは、 [ID : izumigun PW : 1818]

FAX 送信元：出水郡医師会 TEL63-0646 FAX62-6336

E-mail : info@izumigun-med.or.jp

感 対 第 6 7 - 2 号
令 和 7 年 5 月 2 6 日

鹿児島県医師会長 様

鹿児島県保健福祉部感染症対策課長

令和 7 年度定期予防接種の施行計画等について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては，日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて，予防接種法第 5 条に基づき実施する定期の予防接種について，別添 1，2 のとおり「施行計画」及び「実施上の注意事項」を定めましたので，貴会員等（貴職員）への周知方よろしくお願いします。

記

変更の概要

- 1 麻しん及び風しんの定期予防接種に係る対応に関する項目の追加
- 2 ヒトパピローマウイルス感染症のキャッチアップ接種に関する項目を追加
- 3 帯状疱疹ワクチンに関する項目を追加

【連絡先】

感染症保健予防係
長崎

TEL 099-286-2724

FAX 099-286-5551

令和7年度定期予防接種（施行計画）

鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日:令和7年4月1日)

類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	－	インフルエンザHAワクチン 0.5ml	1回	－	－	皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。
	高齢者の肺炎球菌感染症	①65歳の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度のの障害を有する者	－	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml	1回	－	－	筋肉又は皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 ＜対象者から除外される者＞ これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種した者は、定期接種として受けることはできないこと。
	新型コロナウイルス感染症	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	－	別途厚生労働省より通知	1回	－	－	筋肉注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。

令和7年度定期予防接種（施行計画） 鹿児島県保健福祉部感染症対策課(施行日: 令和7年4月1日)									
類型	対象疾病	対象年齢等 (施行令)	標準的な接種期間 (実施要領)	接種ワクチン 及び接種量	回数	間隔 (実施規則)	標準間隔 (実施要領)	方法	備考
B 類 疾 病	带状疱疹	①65歳以上の者 ②60歳以上65歳未満 の者であって、心臓、腎 臓又は呼吸器の機能 に自己の身の辺の日常 生活活動が極度に制 限される程度の障害 を有する者及び免疫 不全ウイルスにより免 疫の機能に日常生活 がほとんど不可能な 程度の障害を有する 者	-	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0. 5ml	1回	-	-	皮下注射	○B類疾病の予防接種を受ける努力義務は無く、かつ、自らの意志で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示すること。 ○疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は、1月以上の間隔において2回筋肉内に注射しても差し支えない。 ＜対象者から除外される者＞ ○これまでに、乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの ○これまでに、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを2回接種したことのある者であって、带状疱疹の予防接種を行う必要がないと認められるもの ＜対象者の経過措置について＞ ○令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、65歳の対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。また、これに加えて、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、令和7年3月31日において100歳以上の者も対象とする。
			-	乾燥組換え 带状疱疹ワクチン 0. 5ml	2回	2月以上	2月の間隔を おいて2回 当該方法を とることが できない場合 でも1回目の 接種から6月 までに2回目 の接種する ことが望まし い	筋肉注射	

(注) 本計画は、予防接種法第5条、同施行規則第1条の2に基づくものである。

令和7年度定期予防接種（実施上の注意事項） 鹿児島県保健福祉部（施行日：令和7年4月1日）

注 意 事 項	そ の 他						
○予防接種不適当者等 (予防接種法第7条, 施行令第3条の1, 施行規則第2条等) 1 法の対象にならない者 (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がない者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。） 2 予防接種を受けることが適当でない者（接種不適当者） (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者 (2) 明らかな発熱を呈している者 (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者 (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者 (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者 (6) 結核にかかる予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者 (7) B型肝炎にかかる予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の体内または産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者 (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者 (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る予防接種の対象者にあっては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者 (10) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者（インフルエンザ予防接種は、次に掲げる「3」の(2)の者が該当） 3 予防接種の判断を行うに際し、注意を要する者（接種要注意者） (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者 (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者で、インフルエンザワクチンの接種をしようとする者 (3) 過去にけいれんの既往のある者 (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者 (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者 (6) 結核の予防接種にあっては、過去に結核患者との長期の接触がある者、その他の結核感染の疑いのある者 ○被接種者又はその保護者に対する接種後の注意事項の通知（実施規則第7条等） 1 接種後、高熱、けいれん等の症状を呈した場合、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合には、速やかに医師の診察を受けること。 2 医師の診察を受けた場合には、速やかに当該予防接種を行った市町村長に通報すること。 3 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意すること。 ○ 他の予防接種との間隔については、下記の間隔をおいて行うこと。 (令和2年10月1日から変更になっている) <table><tr><td>生 ワ ク チ ン</td><td>→</td><td>生 ワ ク チ ン</td></tr><tr><td>MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)</td><td>27日以上あける</td><td>MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)</td></tr></table> ※ 上記以外については、他のワクチンとの接種間隔に対する制限はない ※同一種類のワクチンを接種する場合において接種の間隔に定めがある場合は、その定める所による	生 ワ ク チ ン	→	生 ワ ク チ ン	MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)	27日以上あける	MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)	1 予防接種台帳（施行規則第3条） 予防接種を行ったときから5年間保存すること。 2 接種対象者に対する通知（施行令第5条等） (1) 公告を行うこと (2) 個々の接種対象者又はその保護者に対し、下記事項について十分周知されるよう通知等により適当な措置をとること。 ア 予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、個別接種に協力する医師等 イ その他必要事項 ・母子健康手帳の持参 ・予防接種の有効性・安全性及び副反応について ・当日は朝から子どもの状態をよく観察し、ふだんと変わりがないか確認すること。 ・予診票は責任をもって記入し、子どもの日ごろの状態をよく知っている保護者が連れてくること。 (3) 通知は適切な時期に発送する等配慮すること。 3 注射筒、注射針及び多圧針は、被接種者ごとに取り換えること。 4 予防接種は、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。 5 接種施設において、問診、検温及び視診聴診等の診察を接種前に行うこと。 6 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後のショック等の発生に対応するために必要な薬品及び器具等を備えておくこと。 7 予防接種を行った際、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日及びロット番号等を記載すること。 8 母子健康手帳を所持しない対象者に対して予防接種を行った際には、必ず予防接種済証を交付すること。 9 あらかじめ「予防接種後副反応報告書」、「予防接種後副反応報告書記入要領」及び「コッホ現象事例報告書」を管内医療機関に配布すること。 医師は、被接種者が厚生労働省が定める症状を呈していることを知ったときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(FAX:0120-176-146)に報告すること。 10 予診票 予防接種が完了した日から、5年間保存すること。 11 既罹患者については、未罹患疾病の予防接種を実施するために、未罹患疾病に対応するワクチン成分を含んだ混合ワクチンを接種することを可能とすること。 (ワクチン成分に対応する疾病の全てに罹患している者は除く。) 12 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 「予防接種施行令第1条の2第2項」、「定期予防接種実施要領」を参照 13 児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱については、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成27年12月22日健発1222第1号他通知）を参照すること。 (注1) 予防接種不適当者等の事項については、上記のほかワクチンの添付文書を熟読のこと。 (注2) 接種対象者及びその保護者に対しては「予防接種と子どもの健康」等、その他医療関係者等に対しては「予防接種ガイドライン」等により周知徹底を図ること。 (注3) 他に「逐条解説予防接種法」や「予防接種ガイドライン」等を参考にすること。
生 ワ ク チ ン	→	生 ワ ク チ ン					
MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)	27日以上あける	MR, 麻しん, 風しん BCG, 水痘 (高齢者の带状疱疹予防を含む)					